

第 10 回 第 1 農地部 会議事録

日 時 平成30年10月17日（水）午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員
1 太田 泰弘・3 坂倉 行光・4 田村 明・8 喜多 義幸
10 川口 邦次・11 横山 帛生・12 浅生 哲也・19 佐野 すま子
21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上10名

欠席委員
2 太田 義政・5 前川 洋子・9 石井 康宏・13 平井 秀次

出席部会員外委員
会長 守山 孝之

議長
第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員
藤井事務局長・竹田主査

総合支所
河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者
1 太田 泰弘・3 坂倉 行光

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移
転）
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）
- 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）
- 報告第8号 時効取得による所有権の移転について
-
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消申請について（所有権移転）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、2番の太田義政委員、5番の前川洋子委員、9番の石井康宏委員、13番の平井秀次委員の4名で出席委員は10名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。1番の太田泰弘委員、3番の坂倉行光委員よろしくお願ひします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。座って説明させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から9で、合計件数は9件、合計面積はいずれも田で15,133㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 2ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
 番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は31,378.22㎡で、その内訳は田が23,360.22㎡、畑が8,018㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 6ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
 番号1、一般個人住宅用地
 番号2、戸建賃貸住宅及び月極駐車場用地
 番号3、共同住宅用地
 番号4、駐車場用地
 でございます。
 番号1から4で、合計件数は4件で、合計面積は2,194㎡、この内訳は田が1,082㎡、畑が1,112㎡ でございます。

 7ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）でございます。
 番号1、これは、平成30年8月10日に一般個人住宅用地で受理した案件ですが、契約内容に変更が生じたため、取消願いが提出されております。面積は、畑で217㎡です。

8ページから9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、貸駐車場用地

番号2、3、4、5、9、10、太陽光発電施設用地

番号6、7、一般個人住宅用地

番号8、資材置場用地

でございます。

番号1から10で、合計件数は10件で、合計面積は6,544㎡、この内訳は田が4,749㎡、畑が1,795㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、コンビニエンスストア用地 でございます。

件数は1件で、面積は田で、1,728㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、3、一般個人住宅用地

番号2、戸建賃貸住宅及び月極駐車場用地

でございます。

合計件数は3件で、合計面積は981㎡、この内訳は田が578㎡、畑が403㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転について でございます。

番号1、権利者、____、申請地は畑で面積が48㎡、取得年月日は昭和61年12月11日でございます。

この案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は畑で、48㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町

棕本一ッ谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 383㎡、外11筆、合計面積 8,267.68㎡。

これにつきましては、平成30年3月19日付けにて、生前一括贈与をするべく許可した案件ですが、改めて家族間で話し合ったところ、契約内容に変更が生じたために、許可の取消願いが提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

川口委員 10番 川口です。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、承認することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____、面積 11,358㎡ 渡人 _____、面積 11,358㎡ 申請地 一色町田中_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,075㎡、外2筆、合計面積 8,925㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号2、地区 雲出、受人 _____、面積 5,534.45㎡、渡人 _____、面積 495㎡ 申請地 雲出本郷町知海寺_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 495㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 辰水、受人 _____ 外1名、面積 5,330㎡、渡人 _____、面積 5,330㎡、申請地 美里町家所北土深_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 531㎡、外3筆、合計面積 1,894㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

以上、件数は3件、合計面積は、いずれも田で11,314㎡ でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下

限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事 務 局 本日、2番の太田委員は欠席ですが、事前にご連絡をいただいております、9日の日に地元推進委員と現地を確認し、問題ないとのご報告を受けておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、番号2番。

太田委員 1番、太田です。これも事務局の説明どおり問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとう。番号3番。

横山委員 11番、横山です。10月4日に支所職員の説明を受けまして現地確認をいたしました。地元推進委員も問題ないとのことで、事務局の報告どおり問題ないと考えます。

議 長 ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとう。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、面積 18,931㎡ 貸人 _____、面積 13,356.30㎡ 申請地 高野尾町藤足_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 19㎡、外6筆、合計面積 2,161㎡

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人と10年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積は、いずれも畑で2,161㎡ でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。10月9日に私、所用があって現地確認できませんでした
が、地元推進委員3名が現地確認しまして、特に問題なしということでありま
す。また、10月11日に高野尾地区の農業振興協議会においても、問題なし
ということですので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さ
んいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、
許可することに決定いたします。
次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ござ
います。

番号1、地区 楡形、申請者 _____、申請地 殿村井尻_____、台
帳地目 畑、現況地目 山林、面積 390㎡ 外1筆、合計面積 975
㎡。

これにつきましては、昭和60年頃から、水はけの不良と日照条件の悪さ
から、休耕していたところ、雑木が生い茂り山林化してしまった旨の始末書
が提出されましたことから、これを追認しようとするものです。農地区分は
、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積はいずれも田で975㎡でございます。

これらの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないた
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事 務 局 本日、5番の前川委員が欠席されていますが、事前にご連絡をいただい
ており、10月9日の日に地元推進委員と現地確認し、特に問題ないとのご報告を
受けております。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さ
んいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページから18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地 栗真小川町関口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 380㎡ 外1筆、合計面積 577㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、大通りに接していない申請地を、接道させるべく、進入路用地と一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 半田日下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外1筆、合計面積 684㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する _____ の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 殿村井尻 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 555㎡ 外2筆、合計面積 914㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する福祉施設の送迎用及び訪問用車両置場用地と、不要となった備品等の物置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 城山三丁目 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、589㎡、設置率は、転用面積の44%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町 棕本八幡前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 49㎡ 外1筆、合計面積 610㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己が営む _____ の資材置場用地と一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、受人 _____、渡人 被相続人(亡) _____
相続財産管理人 弁護士 _____、申請地 安濃町内多字上河原 _____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 231㎡ 外3筆、合計面積 689
㎡。

これにつきましては、受人は夫が自ら経営し、安濃町地内を中心に事業展
開する建築業の資材置場と業務用車両を駐車させるため、渡人から申請地を
譲り受けようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、合計面積は4,827㎡、このうち田が1,908
㎡、畑が2,919㎡でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないた
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂野委員 21番、坂野です。10月9日に現地調査をいたしました。特に問題ない
と思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

事 務 局 番号2、番号3については、本日欠席されております5番前川委員さんの案
件になります。事前にご連絡いただいております。番号2につきましては1
0月9日の日に地元推進委員と現地確認を行い、特に問題ないと報告を受けて
おります。番号3につきましても9日の日に、地元推進委員と現地確認し、特
に問題ないと報告を受けておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号4番。

太田委員 1番、太田です。9日の日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員立会いの
もとに現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと考えます。よ
ろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号5番。

川口委員 10番 芸濃の川口です。9日の日に現地確認を地元推進委員といたしまし
て、説明どおり問題ないということで、報告をもらいました。以上です。

議 長 ありがとうございます。番号6番。

浅生委員 12番 浅生です。9日の日に現地確認を地元推進委員と行いました。まだ
境界がはっきりしていないところもありましたが、事務局から業者の方に確認
いただくということで、別に問題なしということ。よろしく申し上げます。

議長	ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	19ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 黒田、借人 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 河芸町三行大門 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 587㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、440.88㎡、設置率は、転用面積の75%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 安濃、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町内多壺之坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 908㎡の内72㎡ 外1筆、合計面積 200㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と平成31年7月31日まで賃貸借権を設定し、申請地を三重県発注の下水道工事に伴う、工事車両置場及び休憩所用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積はいずれも田で787㎡でございます。 これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。これは私の担当する地区です。地元推進委員と現地確認を行いました。別に問題なしということですので、事務局の説明のどおりでございます。 つぎに、番号2番。
浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員も別に問題なしということですので、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 一身田、借人 _____、貸人 _____、申請地 一身田上津部田リノ坪_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 403㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、借人 _____、貸人 _____、申請地 城山三丁目_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 244㎡ 外1筆、合計面積 739㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借権を設定し、申請地を自己が経営する建設業の業務用車両置場及び物置用地とするものですが、昭和36年頃より梨の販売所として使用していた旨の始末書が提出されております。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町上野上ノ垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 355㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号4、地区 長野、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町北長野細野_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 391㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積はいずれも田で1,888㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

田村委員 4番、田村です。10月9日の日に地元推進委員と現地確認を行いました。

事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。番号2番。

太田委員 1番、太田です。9日の日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり問題ないというところで、よろしくお願いしますと思います。

議 長 ありがとう。番号3番。これ私の地区です。地元推進委員と現場を見に行きましたが、別に問題なしということですので、よろしくお願いします。
つぎに、番号4番。

横山委員 11番、横山です。10月4日に支所の職員から説明を受けました。地元推進委員も問題ないとのことですので、事務局の説明どおり、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第8号、非農地証明願について 事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第8号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 _____ 外2名、申請地 高野尾町南出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 67㎡。

これにつきましては、次の番号2でご審議いただく案件と関連しております。もともと1筆であった土地を居宅部分と進入路部分へ分筆し、それぞれの相続人より証明願が提出されている案件になります。

なお、建物登記全部事項証明書により、昭和47年に居宅が新築されたところに接道する進入路が確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町南出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 151㎡。

これにつきましては、建物登記全部事項証明書により、昭和47年に居宅が新築されたことが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町安濃天伯 _____

、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 36㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに居宅が建築されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、合計面積は、いずれも畑で254㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。10月9日の日に地元推進委員3名が現地確認しまして、特に問題ないということであります。また10月11日に高野尾地区農業振興協議会においても問題ないということであります。以上です。

議 長 ありがとう。2番もそうですね。

坂倉委員 2番も一緒です。

議 長 番号3番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員も別に問題なしといということですので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとう。それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することに決定いたします。

つぎに、別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で43,096㎡、畑の使用貸借で5,870㎡、契約件数は16件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で37,426㎡、契約件数は17件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で32,865㎡、畑の賃貸借で1,359㎡、契約件数は8件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で28,527㎡、畑の使用貸借で535㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で2,448㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で5,415㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて149,777㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて7,764㎡、合計契約件数は55件、合計面積は157,541㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区12件、河芸地区5件、安濃地区6件、芸濃地区6件で合計29件、合計面積は102,155㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で52.7%、面積で64.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号46、ほか2件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この3件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号5、ほか1件の_____に関する分です。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時47分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年10月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____